

第30 パッケージ型消火設備試験基準

パッケージ型消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

1 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
パ ッ ケ ー ジ	設 備		目視により確認する。	設置場所に応じた設備が設置されていること。
	ユニット（格納箱に消火剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器、ホース、ノズル等が収納されたもの）	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成１６年消防庁告示第１２号。以下「第１２号告示」という。）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。
		本 体		a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けられていること。 b 地震等により倒れないように堅固に固定されていること。 c 周囲に障害物がなく、整理整とんされ、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。 d 温度変化の少ない場所であること。 e 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所であること。 f 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から１のホース接続口までの水平距離が第１２号告示に定める 型（以下「 型」という。）にあっては20m以下、 型（以下「 型」という。）にあっては15m以下となるように設置されていること。
		表 示 等		a パッケージ型消火設備である旨の表示、取扱い上の注意事項、取扱い方法、機器等の各種表示が適正にされていること。 b 直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識が設けられていること。 c 赤色の灯火は変形、損傷等がなく、点灯し、取付け面と１５度以上の角度となる方向に沿って１０m離れたところから容易に識別できること。
貯 蔵 消 火 剤			目視及び液面計により確認する。	消火剤は所定のものが使用されており、規定量であること。
消 火 剤 貯 蔵 容 器 等	機 器	蓄圧式	貯 蔵 容 器	a 変形、漏液、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 高圧ガス容器に該当するものにあっては、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下同じ。）に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
			容 器 弁	変形、損傷等がないこと。
			パ ル ブ 類	変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。
			指 示 圧 力 計	変形、損傷等がなく、指針が緑色範囲内にあること。

		加圧式	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	a 変形、漏液、塗膜のはく離等がないこと。 b 高圧ガス容器に該当するものにあっては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 c 容器支持具等に確実に固定されていること。
			バ ル ブ 類		変形、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。
		安 全 装 置		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
加圧用ガス容器等	機 器	加 圧 用 ガ ス 容 器		目視により確認する。	a 変形、損傷、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 高圧ガス容器に該当するものにあっては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		容 器 弁			a 変形、損傷等がないこと。 b 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和 5 1 年消防庁告示第 9 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録をした登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		バ ル ブ 類			変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。
		圧 力 調 整 器			変形、損傷等がなく、容器弁に確実に取り付けられていること。
		配 管		目視及びスパナ等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に接続されていること。
	加 圧 用 ガ ス	種 別	目視により確認する。	所定の種類のガスであること。	
		ガ ス 量		所定のガス量の容器が使用されていること。	
起 動 装 置				目視により確認する。	a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。
ホース、 ホースリール等	ホ ー ス		目視により、又はホースをホースリール又はホース架から引き出し、ためし締めをして確認する。	a き裂がないこと。 b ホースと接続金具との接続部に緩みがないこと。 c ホースの長さは、ノズルの部分を含めて、 型に該当するものは25m以上、 型に該当するものは20m以上であること。	
	ホ ー ス リ ー ル 及 び ホ ー ス 架		ホースをホースリール又はホース架から引き出し、及び収納（巻戻し）して確認する。	ホースの引出し及び収納（巻もどし）の操作が容易であること。	

	ノズル及びノズル開閉弁	目視により、又はノズル開閉弁を操作して確認する。	接続部に緩み等がなく、ノズルに変形等がないこと。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 開閉器の容量が適正であること。
	非 常 電 源 (内蔵型のものに限る。)		a 変形、損傷、漏液等がないこと。 b 所定の容量のものが取り付けられていること。

備考 印の試験は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成１６年消防庁告示第１２号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

2 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
作 動 試 験	貯 蔵 容 器 等	容 器 弁	起動装置等を作動することにより作動状況を確認する。	確実に作動すること。
		指 示 圧 力 計	標準圧力計を取り付けて確認する。	指針又は指示値が適正であること。
		バ ル ブ 類	手で操作することにより作動状況を確認する。	開閉操作が容易であること。
		圧 力 調 整 器	圧力調整器の二次側を締切状態にした後、試験用ガスで加圧して作動状況を確認する。	圧力調整機能が正常であり、調整圧力値が適正であること。
	非 常 電 源	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧により確認する。	電源の自動切替機能が正常であること。
		端 子 電 圧 ・ 容 量	電池試験の所定の操作により確認する。	所定の電圧値及び容量を有していること。

備考 印の試験は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成１６年消防庁告示第１２号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

3 総合試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
総合作動試験	ノズル開閉弁	任意の1箇所を選出し、当該設備を作動させて放射状況等を確認する。ただし、非常電源を必要とするものにおいては、非常電源に切り替えること。	容易に開閉できるものであること。
	放 射 状 況		a 放射量は、毎分、消火剤ごとに定められた量以上であること。 b 放射時間は、 型にあっては2分以上、 型にあっては1分30秒以上であること。 c 放射距離は、棒状に放射した場合において、10m以上であること。
消 火 剤 の 漏 れ			容器弁及び放出弁を開放した場合に、各接続部等から漏液がないこと。

備考 印の試験は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。